

大田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第32号

大田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則

大田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成17年大田市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（交付の時期）

第13条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、保存地区補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。